

瀬戸市優良工事施工業者表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、高度な技術及び献身的な努力により優れた成績で工事を完了した施工業者を市長が表彰することについて必要な事項を定めることにより、技術の向上及び適正な施工を推進し、もって建設業者の育成及び発展を図るものとする。

(対象工事)

第2条 前項に規定する表彰の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、瀬戸市工事等検査要領（平成2年9月1日施行。以下「検査要領」という。）第3条第1項第1号に規定する請負工事とする。

(対象者の選考)

第3条 表彰の対象となる者（以下「対象者」という。）は、対象工事の施工業者のうち、次の各号の全てを具備するものから選考する。

- (1) 対象工事について、工事の内容及び瀬戸市工事等成績評定要領（平成2年9月1日施行）による評定結果が優れていること。
- (2) 建設業の経営が健全でかつ社会的評価が優れていること。

2 対象者を、選考するため、瀬戸市優良工事施工業者選考会議（以下「会議」という。）を設置する。

3 検査要領第2条第1項第6号の担当課長は、第1項に規定する対象者の選考に当たり、審査調書を作成し、行政管理部行政課長に提出するものとする。この場合において、行政管理部行政課長は、当該提出された審査調書をもって会議に諮るものとする。

(会議)

第4条 会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 会議の議長は行政管理部長を、副議長は都市整備部長を、委員は行政管理部行政課長、行政管理部財政課長、都市整備部都市計画課長、都市整備部建設課長、都市整備部維持管理課長、都市整備部下水道課長及び都市整備部水道課長をもって充てる。

3 会議は議長が招集する。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 議長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 市長は、前条第6項に規定する報告に基づき、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状の贈呈をもって行うものとする。

(庶務)

第7条 表彰の手續及び会議の庶務は、行政管理部行政課において処理するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。